

不動産なんでも相談

「Q、他の兄妹は県外で私が親の介護をしています。介護の労力や費用分を遺産から多めに受け取ることはできますか？」

いま自宅で親の介護をしています。わたしは4人兄妹の長女ですが、ほかの兄妹は県外でそれぞれ独立しています。自分の親といえども介護は大変です。縁起でもない話ですが、親が亡くなり相続が発生した場合に介護の労力や、かかった費用分を遺産からすこし多めに受け取りたいと思っていますが、できるのでしょうか？

A、法的には難しいと思われる。
ですが、自分で負担した介護にかかった費用は領収書を残しておくことでもらえます。

介護分は多くもらえるか

「寄与分」という考え方

とっせん分かりづらい言葉が出ましたが「寄与分（きよよぶん）」とは、分かりやすく説明すると「被相続人（今回のご相談の場合は親にあたる）に対して特別な貢献、また財産の維持や増加をさせた相続人に対して、他の相続人よりその貢献（寄与）分を多くもらう」という制度です。

今回のご相談は、労力をよくした親への介護が、寄与分として他の兄妹より遺産を多くもらってもいいのではないかと、という質問です。

結論から言いますと「難しいですね」となります。なぜならば法的観点から見ると、療養看護しただけで、被相続

人の財産が減少することを防ぐことに貢献できなかったり、財産を増加させることに貢献できなかったりした場合には、寄与分は認められない、との解釈だからです。

しかし全くもらえないのか、というところという訳でもありません。それは次に挙げるやり方があります。

○親に頼み、合意内容を遺言に書いてもらう ↓ この場合、あとで揉めないために他の相続人にも内容を知らせておくことをおススメします
○親が亡くなる前に兄妹間で、介護の労力や費用を誰がどう分担するか、それに応じて遺産をどう分けるかを話し合うこと、

○介護にかかった費用の領収書や明細書をのこしておくこと

これは客観的に説明できるものがないと介護にかかったお金として認められないだけでなく、逆に「親のお金を勝手に使った」とあらぬ疑いをかけられる可能性があるからです。

極論を言えば、親を大切に思い、相続に関係ある人たちが介護の大切さや大変さを認めてあげることで円満にいくのではないのでしょうか。

■まとめ

どこかに負担がかかり過ぎるとそれが後々揉める原因にもなります。そうなる前になるべくお互いでコミュニケーションをとったほうがよいと思います。

《編集 加来》

石川幸子の感動体験

皆様こんにちは。売買営業担当石川の妻・石川幸子と申します。昨年より加来不動産で勤めさせていただくことになりました。今後も夫婦共々よろしくお願いいたします。

我が家には今月末で二歳になる娘がおり、世間で言われる「魔の二歳児」（別名イヤイヤ期）を控え、ご多分に漏れず良いことも悪いこともパワ―全開でやってくれるので毎日さわがしく賑やかに過ごしています。

ひな祭りや誕生日には両家の両親を呼んでパーティーを行うので三月はいつも以上にとてもにぎやかな月になります。

いま我が家に初節句のとき、に主人の両親がえらんで

買ってくれた市松人形と（私が気に入って）私の両親に買ってもらったお雛様を飾っています。

やんちゃ盛りの娘も「あたち（私）のだいじ（大事）♪」と言って、触れずうれしそうにながめています。親バカかもしれませんでに分かっていようです。（お利口さん！・笑）

娘が健康で元気にすくすく育っていられるのは多くの方に見守ってもらい、私たち親もまた多くの方に協力していただいているからだと思います。一年の節目となるこの時期に娘の成長を祈りつつ、周りの方々に改めて感謝することができました。そして我が子がたくさんの人に愛されていることがとてもうれしく、

私も幸せだなあと感じる事ができました。この感謝の気持ちや幸せな感情を忘れずに、今後の「魔の二歳児」期に向けて邁進していこうと思います！

《石川幸子》

